
新型コロナウイルス感染症の 令和6年4月以降の対応について

R6.3

広島県健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当

新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の対応について

区分	項目	施策の内容			現状の評価／依頼内容等
		5類移行後～R5.9末まで	R5.10.1～R6.3末まで	R6.4～	
1. 医療提供体制〔入院〕	① 幅広い医療機関の対応（入院）	<ul style="list-style-type: none"> 「移行計画」に基づき、確保病床の対象を縮小しながら、幅広い医療機関での対応へ段階的に移行 医療関係者等に対しては、受入可能病床に関する情報をG-MISにより共有 	<ul style="list-style-type: none"> 「移行計画」を延長し、確保病床に限らない入院患者の受入促進等を更に進める 対象等を重点化した上で確保病床の仕組みを継続 医療関係者等に対しては、受入可能病床に関する情報をG-MISにより共有 	<ul style="list-style-type: none"> 病床確保の制度を終了 G-MISへの入力要請を終了 J-SPEEDの取組は継続 後方支援医療機関の制度を終了 幅広い医療機関での入院対応を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 現状、幅広い医療機関での入院対応が進んでいます。 県は、医療機関及び関係団体に対して、引き続き幅広い入院対応を行うよう協力を依頼します。 県は、新興感染症対応として、感染症法に基づく医療措置協定によって病床の確保を進めます。
	② 入院調整	<ul style="list-style-type: none"> 「移行計画」に基づき、医療機関間による調整への移行を進める 移行完了までは、県新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部による支援の枠組みを残す 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関間による調整を継続 完全移行に向けて、当面、県新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部による支援の枠組みを残す 	<ul style="list-style-type: none"> 県新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 現状、県新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部への相談等はなく、病診・病病連携による入院が行われていると認識しています。 県は、医療機関及び関係団体に対して、引き続き幅広い入院対応を行うよう協力を依頼します。
	③ 病床確保料の補助	<ul style="list-style-type: none"> 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) 国は、補助単価等を見直した上で、補助を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) 国は、補助単価等を見直し、対象等を重点化した上で補助を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 病床確保の終了に伴い病床確保料の補助制度を終了 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、医療機関及び関係団体に対して、制度終了について周知します。
	④ 医療機関の設備整備等の補助	<ul style="list-style-type: none"> 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) 国は、移行完了まで幅広い医療機関の設備整備を補助 	<ul style="list-style-type: none"> 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) 国は、対象範囲を見直した上で補助を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 設備整備等の補助制度を終了 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、医療機関及び関係団体に対して、制度終了について周知します。 また、感染症法に基づく協定締結医療機関に対して、新設される施設・設備整備補助等も活用しながら、新興感染症への対応を呼びかけていきます。
	⑤ 公費負担（入院）	<ul style="list-style-type: none"> 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) 入院医療費について、高額療養費制度の自己負担限度額からの減額幅を原則2万円とし、公費支援を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) 入院医療費について、高額療養費制度の自己負担限度額からの減額幅を原則1万円に見直した上で、公費支援を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 公費支援終了。通常の医療保険による自己負担となる(他の疾病と同様に高額療養費制度が適用される)。 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、制度について県ホームページ等を通じて周知を図ります。

新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の対応について

区分	項目	施策の内容			現状の評価／依頼内容等
		5類移行後～R5.9末まで	R5.10.1～R6.3末まで	R6.4～	
2. 医療提供体制【外来】	① 幅広い医療機関の対応(外来)	<ul style="list-style-type: none"> 名称を「診療・検査医療機関」から「外来対応医療機関」に変更 コロナ対応できる医療機関の体制を維持、拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 「外来対応医療機関」による診療体制を継続するとともに、さらに拡大(「移行計画」の項目に追加) 	<ul style="list-style-type: none"> 「外来対応医療機関」の指定・公表の仕組みを終了 すべての医療機関での診療を原則 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、医療機関及び関係団体に対して、引き続き幅広い外来対応を行うよう協力を依頼します。
	② 対応医療機関の県ホームページでの公表	<ul style="list-style-type: none"> 名称を「診療・検査医療機関」から「外来対応医療機関」に変更し、公表を継続(指定の方法等は従前の方法により継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 	<ul style="list-style-type: none"> 「外来対応医療機関」の指定・公表の仕組みを終了 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、制度について県ホームページ等を通じて周知を図ります。
	③ 罹患後症状(後遺症)の診療	<ul style="list-style-type: none"> 従来からの後遺症連携医療機関(23医療機関、非公表)に加えて、罹患後症状(後遺症)対応医療機関122施設をリスト化、県ホームページに公表 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、後遺症の診療体制について県ホームページ等を通じて周知を図ります。
	④ 診療所等の設備整備等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) 国は、幅広い医療機関で対応できるよう設備整備等を補助 	<ul style="list-style-type: none"> 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) 国は、対象範囲を見直した上で補助を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 設備整備等の補助制度を終了 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、医療機関及び関係団体に対して、制度終了について周知します。 また、感染症法に基づく協定締結医療機関に対して、新設される施設・設備整備補助等も活用しながら、新興感染症への対応を呼びかけていきます。
	⑤ 公費負担(検査、外来診療、治療薬等)	<ul style="list-style-type: none"> 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) 国は、コロナ治療薬は全額公費負担を継続 検査費用・その他外来医療費は公費負担終了 	<ul style="list-style-type: none"> 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) コロナ治療薬は、一定の自己負担を求めつつ公費支援を継続(1回の治療当たり、医療費の自己負担割合が1割の方で3,000円、2割の方で6,000円、3割の方で9,000円を上限に自己負担) 	<ul style="list-style-type: none"> 公費支援終了。通常の医療保険による自己負担となる(他の疾病と同様に高額療養費制度が適用される)。 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、制度について県ホームページ等を通じて周知を図ります。

新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の対応について

区分	項目	施策の内容			現状の評価／依頼内容等
		5類移行後～R5.9末まで	R5.10.1～R6.3末まで	R6.4～	
3. 有症状者・患者支援	受診案内・相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 名称を「積極ガードダイヤル」から「受診案内・相談ダイヤル」に変更して継続 	<ul style="list-style-type: none"> 「受診案内・相談ダイヤル」による相談体制を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 「受診案内・相談ダイヤル」を終了 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、ホームページ等を通じて次の事項について発信します。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 受診先はかかりつけ医を基本としつつ、受診先に迷う場合は「医療情報ネット」を活用すること。 ✓ また、市町が発表する休日当番医等の情報も活用すること。
	自宅療養者支援	<ul style="list-style-type: none"> SMSによる療養支援情報等の提供は終了 自宅療養者相談センターの相談機能は、「療養者相談ダイヤル」として継続 	<ul style="list-style-type: none"> 「療養者相談ダイヤル」による自宅療養者の相談体制を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 「療養者相談ダイヤル」を終了 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、ホームページ等を通じて次の事項について発信します。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 療養中の不安等については診断した医療機関に相談すること。 ✓ また、自己検査で陽性が判明している場合で、療養中に体調等の不安が生じた際には、地域の医療機関を受診すること。 ✓ 救急車の適正利用やこどもの救急受診に関連した相談ダイヤルを活用すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救急安心センター：ダイヤル#7119 ・ 小児救急電話相談：ダイヤル#8000

新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の対応について

区分	項目	施策の内容			現状の評価／依頼内容等
		5類移行後～R5.9末まで	R5.10.1～R6.3末まで	R6.4～	
5. 施設療養、施設支援	① クラスタ対策（感染症医療支援チームの派遣等）	<ul style="list-style-type: none"> 保健所と連携して、クラスター発生施設に感染症医療支援チームを派遣（感染制御と事業継続） 保健所によるクラスター発生施設での行政検査について、一部検査を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 継続 	<ul style="list-style-type: none"> クラスター発生施設等に医療者を派遣する医療機関と新たに協定を締結し、派遣体制を継続 施設等のクラスター発生事案に対しては、引き続き、保健所による速やかな技術的支援を実施 クラスターの状況に応じ行政検査も適宜実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、支援チーム所属医療機関に対して、引き続き派遣協力を依頼します。
	② 往診可能医療機関の登録・派遣	<ul style="list-style-type: none"> 往診可能医療機関を126機関登録（R5.3.1現在） 連携先のない高齢者施設等への往診をマッチング 	<ul style="list-style-type: none"> 往診可能医療機関を126機関登録（R5.9.19現在） 継続 	<ul style="list-style-type: none"> 往診可能医療機関の登録・派遣を終了 	<ul style="list-style-type: none"> 現状、派遣利用実績はなく、通常の医療提供体制の中で対応されていると認識しています。 県は、高齢者施設等に対して、入所者が感染した場合に備え、引き続き、あらかじめ協力医療機関やかかりつけ医等との連携を強化し、入所者に必要な医療が提供される体制を確保するよう改めて依頼します。 県は、医療機関に対して高齢者施設等との連携を強化するよう依頼します。
	③ 高齢者施設職員等への定期検査	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者施設、障害者施設の職員等に対して月8回の検査実施を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 	<ul style="list-style-type: none"> 施設職員等への定期検査事業を終了 	<ul style="list-style-type: none"> 現状、検査キットの流通は十分なものとなっています。 県は、高齢者施設等に対して、市販の検査キットを適宜活用するなどして、引き続き、感染対策を進めるよう依頼します。

新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の対応について

区分	項目	施策の内容			現状の評価／依頼内容等
		5類移行後～R5.9末まで	R5.10.1～R6.3末まで	R6.4～	
6. ワクチン	① 対象者、回数等	<ul style="list-style-type: none"> 特例臨時接種をR6.3末まで延長。新たな接種として高齢者等は2回、それ以外は1回接種機会を設ける ✓ R5.5～R5.8: 高齢者、基礎疾患のある方、医療・介護従事者 ✓ R5.9～R6.3: 生後6か月以上で初回接種完了の全ての方 	<ul style="list-style-type: none"> R5.9.20以降はXBB対応ワクチンを基本として追加接種(初回接種を完了した生後6か月以上の全ての方を対象とする)を実施 初回接種もXBB対応ワクチンを基本とした接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 季節性インフルエンザと同様のB類疾病の定期接種として実施(秋冬の年1回予定) ✓ 定期接種の対象は65歳以上の方及び60～64歳で基礎疾患を有する方(その他の方は任意接種) 県への配分は終了し、一般流通に移行 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、接種制度の変更や定期接種の対象となる方の範囲・回数等について、県ホームページ等を通じて周知を図ります。
	② 公費負担等	<ul style="list-style-type: none"> 全額公費で負担(接種勧奨や努力義務とする公的関与は、高齢者、基礎疾患のある方、初回接種の方に限定) 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 	<ul style="list-style-type: none"> 定期接種の対象者は標準的な接種費用として7千円程度の自己負担が発生(予定) 任意接種の場合は自費で接種 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、接種制度の変更や自己負担の発生について、県ホームページ等を通じて周知を図ります。
	③ 相談体制(コールセンター)	<ul style="list-style-type: none"> 県と市町とで共同設置(R5.9.1以降、接種券・接種時期・接種会場等の一般的な問合せは各市町の相談窓口等で、接種後の副反応等に関する専門相談は県コールセンターで対応を分担) 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 	<ul style="list-style-type: none"> 県コールセンター(接種後の副反応相談)を継続(対応時間等は変更) 市町設置の相談窓口は終了(通常業務の中で対応) 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、継続する県コールセンター(接種後の副反応相談)について、県ホームページ等を通じて周知を図ります。
7. 情報発信	新型コロナ対応の情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 県ホームページ「新型コロナまとめサイト」での毎日の感染者数公表は終了し、毎週の定点サーベイランスによる感染状況を掲載 「新型コロナまとめサイト」は、掲載情報を見直して継続 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 「新型コロナまとめサイト」は、随時内容を更新して情報発信を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 県ホームページ(広島県感染症・疾病管理センターのサイト)で情報発信を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、県ホームページ等を活用して情報発信を継続します。
8. 物資の確保	医療資材の確保、供給	<ul style="list-style-type: none"> 県でマスク、N95マスク、ガウン、手指消毒薬等を備蓄 各医療機関等からの依頼に基づき広く配布 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 	<ul style="list-style-type: none"> 行政だけでなく、多様な主体による備蓄を確保していくため、感染症法に基づく協定締結医療機関での備蓄を促進 協定締結医療機関以外の医療機関等には、クラスター発生など緊急時に資材を配布 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、協定締結医療機関に対して備蓄の推進を呼びかけます。 また、各医療機関等に緊急時の資材配布の継続を周知します。